

共同学校事務室の設置に係る事務職員の加配について

【担当省庁】文部科学省

檜原市における取組

(現状・課題)

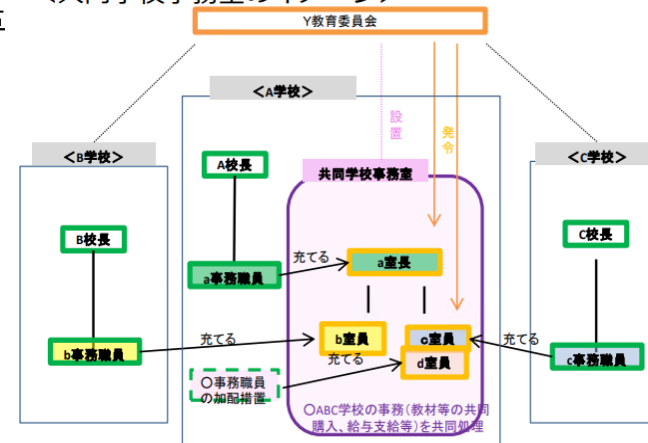
檜原市におきましては、学校教育法の改正を踏まえ、事務職員が主体的に学校運営に参画することにより校長・教頭等のマネジメント機能を支えるため、学校事務グループワーキングを実施し、各学校の事務を共同で実施しています。また、事務研究会を開催し、事務職員の習熟を高める取組を行っています。

昨今では、教育のICT化や要配慮児の増加、感染症対策等、学校運営の専門性・複雑さが増している一方、教職員の働き方改革も喫緊の課題となっております。また、檜原市におきましては、給食費等の学校会計の公会計化や市の予算事業化が実現しておらず、その取組みのためにも、学校共同事務のより一層の機能強化が必要となっています。このような状況に対応するため、「共同学校事務室」を設置し、当該事務室の主導の下、各校に共通する事務の単位を学校から共同運営として質的転換を図りたいと考えています。

この取組により、学校ごとに行っていた事務を集約し、効率的に実施することで、働き方改革を進めることができます。また、校長・教頭等が学校運営のマネジメントに集中することで、主体的で特色ある学校運営を進めることができます。そして、事務職員が専門性を高めることにより、ICT化をはじめとする時代の変化を察知し、校長・教頭等に進言して学校運営に取り入れる好循環を生むことができます。学校運営の閉塞感を打開し、教育環境の充実を図るための決め手になる取組みであると考えています。令和5年度におきましては、奈良県教育委員会より事務職員の加配を受けて、檜原市を含め新たに3市1町で共同学校事務室を設置いたしますが、奈良県内では先に1市1町が共同学校事務室を設置しており、6箇所に対して国からの加配は2名であるため、継続的な運営に不安が残ります。

(文部科学省：学校における働き方改革特別部会資料より)

<共同学校事務室のイメージ>



※ 附帯決議にて、「共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながるものがないよう、基本的に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること」とされている。

国にお願いすること

この取組を進めるためには、共同学校事務室長の強力なリーダーシップが不可欠であり、特定の個人に過度な負担を集中させないためにも、各学校に配置される事務職員とは別に、室長を配置することが必要です。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律・同施行令においては、共同学校事務室が置かれている場合、文部科学大臣が定める数を事務職員の定数に加えるものとされており、その適用に当たっては、校長及び教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない旨規定されています。

同法の趣旨に鑑み、共同学校事務室を設置する市町村には確実な加配措置をしていただきますように要望します。

【担当部署】 檜原市教育総務課